

15 平成19年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成20年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条 例で定める欠減 数量を控除し た数量	揮発油の精製業 者又は輸入業者 その他これらに 類する者のうち 県内に事務所を 設けて揮発油の 販売を業とする もので知事が指 定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 975
福井県	核燃料税	発電用原子炉 への核燃料の 挿入	発電用原子炉 に挿入した核 燃料の価額 (福島県につ いては価額及 び重量)	発電用原子炉の 設置者	申告納付	100分の12	S51.11.10施行 5,824
福島県						従価割：100分の10 重量割：8,000円/kg	S52.11.10施行 3,612
愛媛県						100分の10	S54.1.16施行 1,210
佐賀県						100分の10	S54.4.1施行 884
島根県						100分の10 (平成17年度及び平 成18年度は100分 の12)	S55.4.1施行 677
静岡県						100分の10	S55.4.1施行 1,023
鹿児島県						100分の10	S58.6.1施行 975
宮城県						100分の10	S58.6.21施行 333
新潟県						100分の12	S59.11.15施行 3,639
北海道						100分の10	S63.9.1施行 338
石川県						100分の12	H4.10.8施行 3,844
茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉への核燃料の挿入 ②使用済燃料の受入れ ③ガラス固化体の保管 ④放射性廃棄物の発生 ⑤放射性廃棄物の保管	①原子炉に挿入した核燃料の価額 ②使用済燃料の原子核分裂前のウランの重量 ③ガラス固化体の容器の数量 ④放射性廃棄物の容器の容量 ⑤放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②再処理事業者 ③再処理事業者 ④原子力事業者 ⑤原子力事業者	申告納付	①核燃料価額の100分の10 ② 35,400円/kg ③938,000円/本 ④ 62,400円/m <sup>3</sup> ⑤ 3,000円/m <sup>3</sup>	S53.10.18施行 1,137

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の貯蔵 ⑤廃棄物の埋設 ⑥廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑥ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤廃棄物埋設事業者 ⑥廃棄物管理事業者	申告納付	① 16,500円/kg ②核燃料価額の100分の10 (当面の間100分の12) ③ 19,400円/kg ④ 1,300円/kg ⑤ 23,700円/m <sup>2</sup> ⑥728,700円/本	H3.9.28施行 14,859
神奈川県	臨時特例企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額	資本金額又は出資金額が5億円以上の法人で、当期利益が発生しているもの	申告納付	2%	H13.8.1施行 6,280

(注) 新設の法定外税のうち平成18年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

(2) 市町村法定外普通税

平成20年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
京都府 城陽市	山砂利採取税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m <sup>3</sup> 40円	S43.12.1施行 18
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取				洗浄した砂利1 m <sup>3</sup> 30円 その他1 m <sup>3</sup> 15円	S47.6.1施行 16
神奈川県 山北町		岩石及び砂利の採取				岩石1 m <sup>3</sup> 10円 砂利1 m <sup>3</sup> 15円	S57.4.1施行 9
静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1 m <sup>2</sup> 年650円	S51.4.1施行 554
福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 65
鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	230,000円/体	H15.11.1施行 260
東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(床面積29m <sup>2</sup> 未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 338

(注) 新設の法定外税のうち平成18年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

## (3) 道府県法定外目的税

平成20年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 246
滋賀県						1,000円/トン ※年間搬入量 500トン未満は免除	H16.1.1施行 111
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場への搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 802
広島県	産業廃棄物理立税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付		H15.4.1施行 926
鳥取県	産業廃棄物処分場税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税			H15.4.1施行 6
青森県	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付		H16.1.1施行 90
岩手県		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者		H16.1.1施行 93			
秋田県				1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 390		

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)		
奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1 施行 190		
山口県	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除						特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	H16.4.1 施行 223	
新潟県	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者						特別徴収 ※自社処分は申告納付	H16.4.1 施行 227	
京都府								H17.4.1 施行 89	
宮城県								H17.4.1 施行 387	
島根県								産業廃棄物減量税	1,000円/トン ※導入初年度333円/トン、2年度目666円/トン
熊本県	産業廃棄物税							1,000円/トン	H17.4.1 施行 172
福島県								1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1 施行 380
愛知県								1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1 施行 518
沖縄県								1,000円/トン	H18.4.1 施行 71
北海道	循環資源利用促進税		1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10.1 施行 104					
山形県	産業廃棄物税		1,000円/トン	H18.10.1 施行 45					
愛媛県	資源循環促進税		1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用)	H19.4.1 施行 予定 平年度見込額 264					

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設： 800円/トン 最終処分場： 1,000円/トン	H17. 4. 1 施行 3 3 5
佐賀県							H17. 4. 1 施行 1 2 7
長崎県							H17. 4. 1 施行 1 6 0
大分県							H17. 4. 1 施行 3 3 4
鹿児島県							H17. 4. 1 施行 1 1 1
宮崎県							H17. 4. 1 施行 2 6 0
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について 宿泊料が10千円以上 15千円未満：100円 15千円以上：200円	H14.10.1 施行 1, 2 9 1
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15. 4. 1 施行 2 3

(注) 新設の法定外税のうち平成18年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

## (4) 市町村法定外目的税

平成20年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口湖町 (注2)	遊漁税	河口湖での遊漁行為	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 19
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン ※条例施行後3年間は500円/トン	H15.10.1施行 725
新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 530
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25施行 4

(注1) 新設の法定外税のうち平成18年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

(注2) 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。